

農地の貸借の手続きが変わります

【変更内容について】

- 農業経営基盤強化促進法の改正により貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが廃止され、農地法第3条による貸借以外では農地中間管理機構を介した貸借のみとなります。

※経過措置として、令和7年3月31日までは従来の利用権設定が可能です。

したがって東温市では4月20日、6月1日、11月1日開始の3回の申請分をもって、従来の利用権設定は終了します。

